

令和5年度スポーツ連携事業にかかる動画制作業務委託  
企画提案競技募集要領

1 委託業務の名称

令和5年度スポーツ連携事業にかかる動画制作業務委託

2 事業の目的

プロスポーツ団体大宮アルディージャの協力を得て、人権啓発動画を制作し広く周知することにより、県民の人権意識の高揚を図ることを目的とする。

3 予算額

上限額：666千円（消費税及び地方消費税額込み）

4 主催

埼玉県、さいたま地方法務局、埼玉県人権擁護委員連合会、埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会、大宮アルディージャ

5 委託業務の内容

別紙「令和5年度スポーツ連携事業にかかる動画制作業務委託 仕様書」のとおり（以下「委託仕様書」という。）

6 履行期間

契約締結日から令和5年8月31日まで

7 企画提案競技参加資格要件

(1) 応募者一般資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本業務の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けてい

ないこと。

オ 本業務の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

カ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

キ 委託仕様書の内容を確実に履行できる者であること。

ク 本事業の実施について、委託者からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。

## 8 企画提案競技参加手続

### (1) 参加申請書等の提出

本業務の企画提案への参加を希望する場合は、あらかじめ「企画提案競技参加希望書（様式1）」を提出すること。

#### ア 提出方法

「参加申請書（様式第1号）」を電子メール、郵送もしくは持参により提出すること。郵送する場合は配送記録の確認が可能な郵送方法（簡易書留等）とすること。なお、電子メールの場合は着信確認の電話をすること。

イ 提出期限 令和5年5月15日（月） 午後5時まで（必着）

#### ウ 提出先

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課  
総務・人権企画担当（埼玉県庁本庁舎3階）  
E-Mail : a2250-02@pref.saitama.lg.jp

#### エ その他

事業説明会は実施しない。

### (2) 企画提案書等の提出

企画提案書及び添付する資料は別紙「委託仕様書」に基づいて、下記の項目を盛り込み作成すること。

#### ア 提出書類

(ア) 企画提案書表紙（様式第3号）

(イ) 企画提案書添付書類（様式任意）

記載する事項は、概ね下記のとおりとする。

- ・ 動画を制作するに当たっての基本方針
- ・ 委託仕様書に基づいた動画の制作の企画案
- ・ 動画制作におけるそれぞれの提案の特徴

- ・ 動画制作に当たり実績等アピールする（できる）点  
（これまでの実績一覧等も添付すること）
- ・ 業務実施スケジュール
- ・ 業務実施体制
- ・ その他、必要と思われる事項

(ウ) 見積書（様式任意）及び見積内訳書（様式任意）

- ・ 見積書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ・ 見積内訳書は、見積った金額の内訳について、算出方法が分かるように記載すること。
- ・ 宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とすること。

(エ) その他

- ・ 企画提案は、1者につき1提案に限るものとする。（複数の提案は不可）
- ・ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ・ 応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

イ 提出部数

各8部（1部は正本、他部コピー可）

すべてホチキス2か所止めとし、ホチキス止めできないものは、別に各8部提出すること。

ウ 提出期限

令和5年5月19日（金）午後4時まで（必着）

エ 提出場所

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課  
総務・人権企画担当（埼玉県庁本庁舎3階）

オ 提出方法

郵送もしくは持参により提出すること。郵送は配送記録の確認が可能な郵送方法（簡易書留等）とすること。

カ その他

- (ア) 提出書類は理由を問わず返却しない。
- (イ) 提出した企画提案書等は、埼玉県情報公開条例（平成16年埼玉県条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となる。

9 質問及び回答

(1) 受付期限

令和5年5月8日（月）まで

(2) 受付方法

質問書(様式第2号)に内容を簡潔に記載し、人権・男女共同参画課総務・人権企画担当に電子メールで送付すること。

提出先アドレス：[a2250-02@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2250-02@pref.saitama.lg.jp) (電話・FAX不可)

(3) 回答は、令和5年5月11日(木)までに県HPに公開する。

10 業務委託候補者の選定方法

本実施要項に基づき提出された企画提案書等について、企画提案内容や業務実施能力、業務実施体制、見積額等を総合的に審査して評価が最も高かった提案者を契約先候補者に選定する。なお、提案者によるプレゼンテーションは実施しない。

また、選考結果については、契約の相手方が決定した後に、文書で個別に通知する。

(令和5年5月下旬頃に通知予定)

選考結果に対する個別の問い合わせには応じない。

11 審査対象からの除外

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した場合

(2) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合

(3) 他の参加者と提案内容やその他本入札に関して相談を行った場合

(4) 委託候補者の選定前に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

(5) 選定委員会に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

(6) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

(7) その他、執行者があらかじめ指示した事項に違反したとき

12 契約の締結

委託候補者は、提出書類に基づき、委託仕様書について協議するものとし、委託元と委託候補者との間で具体的事業内容及び契約金額について合意に達した場合に、委託契約を締結することとする。

委託候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に候補者に事故等が発生した場合は、審査結果が次点の者を委託候補者として改めて協議を行う。

なお、協議の結果、企画提案書等の内容の一部を変更する場合がある。

13 契約保証金

埼玉県財務規則第81条第2項第6号により、免除とする。

14 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

(3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）のほか、委託仕様書に基づき、その取扱いに十分注意し、漏洩、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

15 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎3階

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 総務・人権企画担当 和泉・田中

電話：048-830-2255

メール：a2250-02@pref.saitama.lg.jp